

毎週火・金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第六百十三号

次の土地について森林法施行令（昭和二十六年政令第三百七十六号）第二条に基き森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定により、保安林の指定を解除する予定であるので同法第三十条の規定により告示する。

昭和二十九年十二月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- 保安林の解除予定
- 保険医の指定
- 保険医の移動
- 農業委員会施設負担金交付規程の一部改正
- 建設業者の更新登録
- 建設業者の登録
- 馬傳染性貧血検査等の実施

所在場所	全面積	解除予定面積	解除の理由	所有者氏名	申請者氏名
倉吉 1 大原 保木 一〇九ノ一 一七〇〇	町見込 〇〇〇〇	町見込 〇〇〇〇	道路敷として必要を認める	倉吉市 (旧西郷村)	倉吉市長 早川 忠篤
東伯 関金 明高 大境 三ノ二	町見込 一〇〇〇	町見込 一〇〇〇	堰堤敷地として必要と認め	関金町明高 小椋 藤吉	関金町長 鷺見 文憲

鳥取県告示第六百十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十九年十二月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	診療所		氏名	指定年月日
	名称	所在地		
歯科	前田歯科医院	東伯郡関金町字大鳥居	前田 正連	昭和二十九年十月二十二日
	熊野歯科医院	倉吉市西町	熊野 正義	

鳥取県告示第六百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十九年十二月十七日 鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	名称	診療所		異動事由	氏名	異動年月日
		新	旧			
内科	三朝町国民健康保険 直管旭診療所	名古屋市中区古沢町	東伯郡三朝町	管外転出	磯江 駿一郎	昭和二十九年一月一日
		米子市大篠津一、二八	米子市角盤町一丁目	診療所変更	大西吉重郎	一月二十七日
歯科	井上歯科医院	兵庫県美方郡浜坂町	八頭郡那家町	管外転出	森 晴	一月二二日
		灘尾歯科医院	米子市紺屋町一三三	診療所変更	灘尾 正義	一月八日
内科	福島 医院	大阪府岸和田市春木町二四八九	鳥取市吉方五〇九	管外転出	田中 勝彦	一月二四日
		東伯郡由良町大字由良宿五一〇	東伯郡由良町大字由良宿一二〇七	診療所変更	福島 敏夫	一月一八日

鳥取県告示第六百十六号

農業委員会施設負担金交付規程（昭和二十六年八月三十一日鳥取県告示第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年十二月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

第一条中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律」に改める。

権利移動の制限													
転用の制限													
転用のための権利移動制限													
所有制限													
賃貸借の解約等の制限													
その他													
ロ 小作調停													
ハ 交換分合													
ニ 総合計画													
ホ 農業改良													

(3) 農地関係事業量

区分	年度当初対象面積及び件数	年間処理面積及び件数	年度末残存面積及び件数	備考
農地買収	件	件	件	
農地売渡	面積	面積	面積	
登記				

交換分合				
土地改良				

(4) 総合計画及び農業改良

区分	本年度において重点的に行った事項	今後重点的に考えるべき事項	今年度に要した経費	備考
総合計画				
農業改良				

(5) 経費

区分	区分	予算額	決算額				備考
			総額	県補助額	市町村負担額	備考	
	委員関係費						
	職員関係費						
	事務費						
	合計						

備考 1.この活動状況は事業成績書の場合のみ必要とする。
2.この活動状況は委員会ごとに作成しなければならない。

第二号様式

収支予算書 (又は収支決算書)

1. 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (前年度予算額)	比較増減	備考
果				
費				
担				
金				
市				
町				
村				
費				
計				
合				
計				

2. 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (前年度予算額)	比較増減	備考
農業委員会費				
1. 委員手当				
2. 職員給与				
3. 職員特別手当				
4. 職員旅費				
5. 事務費				

附 則

昭和二十九年度分の補助金についての農業委員会施設負担金交付規程第一条の規定の適用については、第一条中「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）」とあるのは「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）」及び農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）」と読み替えるものとする。

鳥取県告示第六百十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和二十九年十二月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(は)第一三二号

昭和二十九年
十一月五日

大谷組

東伯郡東郷町大字長和田五六五

大谷 藤吉

第一四九号

十一月六日

森山建築工務店

米子市久米町三一

森山 要藏

第一七〇号

十一月十九日

細岡組

河崎

細岡吉太郎

第一八三号

"

吉山工務所

岩美郡岩美町大字本庄二八九

岡田 重吉

第一八四号

"

高橋建設有限公司

日野郡根雨町大字根雨四一一

高橋 徳志

第一九四号

十一月二十二日

川上工務店

倉吉市下福田二四一ノ二

川上 鉄藏

第一九六号

十一月二十八日

有限会社 北川組

米子市角盤町四丁目七六

北川 徳明

第二三一号

"

鈴木組

八頭郡智頭町大字山根六

鈴木 年松

鳥取県告示第六百十八号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和二十九年十二月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 （は）第三五九号	昭和二十九年 十一月一日	森田組	八頭郡那家町久能寺六六六	森田 巖

鳥取県告示第六百十九号

次のように馬傳染性貧血検査及び肝蛭検査並びに駆除を実施するので家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により馬、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和二十九年十二月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 馬傳染性貧血肝蛭の予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 検査の別及びその方法
 - 馬傳染性貧血検査——馬生後六ヶ月以上のもの
 - 肝蛭検査——牛分娩前一ヶ月分娩後十日以内のものを除く
- 担鉄細胞の検出
 肝蛭検査——波刃氏式虫卵検査及び小野氏式皮内反応検査
 駆除——ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

馬傳染性貧血検査日程

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十日	西伯郡大山村 日野郡山上村	同上
二十一日	西伯郡所子村、高麗村	"
二十二日	名和町 旧御来屋 庄内和	"
二十三日	名和町（旧光徳）逢坂村	"
二十四日	宇田川村	"
二十五日	淀江町	"

肝蛭検査駆除日程

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十日	日野郡多里村 山上村	同上
二十一日	多里村 阿毘緑村	"
二十二日	福栄村 大宮村	"

二十三日	福栄村	"
二十四日	大宮村	"
二十五日	石見村	"
二十七日	日野上村	"
二十八日	"	"
一月十日	黒坂町	"
十一月十一日	"	"

英文タイプライター
東和タイプライター
ブルースタール計算器
玉屋測量機

山陰代理店

有限
会社

雑賀タイプライター商會

鳥取県公認

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地
電話(米子)一〇二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
刷所 鳥取縣鳥取市東町取
印所 鳥取縣鳥取市東町取